

【離婚交渉・調停・訴訟事件】

弁護士報酬基準(税抜き)

1 着手金

20万円

2 期日日当

1期日 2万円

3 報酬金

基礎報酬金 終了時	20万円
目的達成	10万円(離婚成立又は離婚阻止)
親権獲得	10万円(争いがあった場合に限る)
面会交流	10万円(非同居親に限る。調停条項に明記された場合)
慰謝料・解決金	経済的利益の10%
婚姻費用分担	取得金額(1年分限度)の10%
養育費	合意金額の2年分の10%
財産分与	経済的利益の10%
年金分割	10万円(請求者に限る。調停条項に明記された場合)

4 事務手数料 2万円

5 出張日当

2時間以上4時間未満 2万円

4時間以上j 4万円